

令和4年第3回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案（議案第2号）を除く

令和4年第3回教育委員会会議

1 日 時 令和4年2月8日(火) 13時30分～16時00分

2 場 所 STV北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	檜 田 英 樹
委 員	佐 藤 淳
委 員	石 井 知 子
委 員	道 尻 豊
委 員	中 野 倫 仁
教育次長	竹 村 真 一
生涯学習部長	丹 尾 結 子
学校施設担当部長	松 原 和 幸
学校教育部長	相 沢 克 明
児童生徒担当部長	長谷川 正 人
教職員担当部長	三戸部 文 彦
教職員課長	烝 野 直 樹
労務担当課長	立 野 靖
総務課長	井 上 達 雄
庶務係長	松 平 健 次
書 記	村 上 彰 隆

4 傍聴者 4名

5 議 題

議案第1号 札幌市立学校教育職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則案

議案第2号 学校管理職及び指導主事の人事について

【開 会】

○**檜田教育長** これより、令和4年第3回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、佐藤淳委員と石井知子委員にお願いいたします。

なお、阿部夕子委員からは、所用のため会議を欠席される旨の御連絡をいただいております。

本日の議案第2号は人事に関する事項でございます。

教育委員会会議規則第14条第2号の規定により、公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第2号は、公開しないことといたします。

【議 事】

◎**議案第1号** 札幌市立学校教育職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則案

○**檜田教育長** それでは、議事に入ります。

議案第1号「札幌市立学校教育職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則案」です。事務局から説明をお願いいたします。

○**生涯学習部長** 生涯学習部長の丹尾でございます。

お手元の資料中、インデックスに「概要」と書かれた資料を御覧ください。

本規則案を提出する経緯から御説明いたします。

本市では、令和4年4月1日に公立夜間中学として「札幌市立星友館中学校」が開校予定であり、ここに勤務する教育職員の業務には特殊性が認められますことから、当該職員に特殊勤務手当を支給するため、「夜間中学勤務手当」を新設したところでございます。

この夜間中学勤務手当の新設に当たりましては、令和3年11月17日開催の教育委員会会議におきまして「札幌市立学校教育職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例案」についてお諮りし、令和3年第4回定例市議会において可決、公布されたところでございます。

本日お諮りする規則改正の概要につきましては、改正条例の制定に伴いまして、夜間中学勤務手当の支給に関し必要な事項を定めるものでございます。

まず、改正条例において「教育委員会規則で定める」としておりました、支給

対象外となる教育職員についてですが、「業務に従事した日の正規の勤務時間における終業の時刻が、教育長が別に定める時刻前に定められている者」といたします。

これは、正規の勤務時間が夜間に及ばない場合には、公立夜間中学に係る業務の特殊性を欠くものと判断したためでございます。

なお、夜間の基準となる「教育長が別に定める時刻」につきましては、授業時間等を鑑み、午後 8 時 30 分とする予定です。

次に支給額についてですが、改正条例により上限額を月額 1,300 円と定め、職種ごとに支給額を定める予定である旨、昨年 11 月の教育委員会会議においてご説明していたところでございますが、本規則案によりまして、校長及び教頭は月額 1,100 円、それ以外の教育職員は月額 1,300 円と定めます。

この支給額の算定に当たりましては、高等学校の定時制課程の業務に従事する教育職員に支給している「定時制通信教育手当」と極めて性格が近いため、これを基準に算定しております。

次に手当額の特例でございますが、他の特殊勤務手当の取扱いと同様に、業務に従事した時間が短い場合などに支給額を調整するため、業務従事時間数が 4 時間 15 分以下の場合、手当額の 10 分の 6 に相当する額を支給することとしております。

最後に、本規則案につきましては、改正条例の施行日と合わせ、令和 4 年 4 月 1 日を施行日としております。

説明につきましては以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○**檜田教育長** ありがとうございます。

ただ今、夜間中学に勤務する職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正するというので、説明がございました。御質問、御意見等がございましたら、願います。

○**道尻委員** 支給額についてですが、校長、教頭とその他の職員との金額に差が設けられているのはどのような理由によるのかということ、また、手当額の特例に関して、「夜間中学勤務手当に係る業務時間数が 4 時間 15 分以下の場合」というのは、具体的にどんなケースが該当するのか、そのあたりの計算の仕方といいますか、時間のカウントの仕方を教えていただければと思います。

○生涯学習部長 まず、校長、教頭の手当額が他の職員よりも低額になる理由といたしましては、算定の基準といたしました定時制通信教育手当の支給割合が、校長、教頭については給料月額6%、その他の職員については給料月額8%と定められていることによるものでございます。

この支給割合につきましては、過去の国の基準にならったものでございますけれども、その背景となる考え方としては、管理監督職員である校長、教頭には既に管理職手当が支給されていること、それから現実問題として、実際に多く生徒の対応が求められるのは管理監督職以外の教育職員の方であるという理由が考えられます。

次に、手当の特例についての具体例ですが、例えば半日のお休みを取得された場合には、4時間15分以下になるということはあるかと思っております。

○道尻委員 後半のところですが、終業の時刻が午後8時30分というのがひとつの基準になって、それに当てはまる場合に、その日働いた時間数が4時間15分以下かどうかで特例の適用が変わってくると、そういう理解でよろしいですか。

○生涯学習部長 はい。そのとおりです。

○道尻委員 わかりました。いずれの点も了解いたしましたので、私としてはこの案に賛成いたします。

○檜田教育長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○檜田教育長 それでは、議案第1号については提案どおり決定させていただきます。

議案第2号は公開しないことといたしますので、大変恐縮ですが、傍聴の方は退席をお願いいたします。

[傍聴者退席]

以下 非公開